

令和5年6月第3回松阪市議会定例会

請願文書表

受理番号	請願第3号
受理年月日	令和5年6月7日
件名	重度障がい者自動車燃料費助成制度の、対象障がい者の拡充を求める請願
請願者の住所及び氏名	三重県松阪市町平尾町874番地1 松阪市肢体不自由児者父母の会 会長 八田 久子 三重県松阪市嬉野中川町503番地161 松阪市肢体不自由児者父母の会嬉野支部長 嬉野肢体不自由児者と父母の会 会長 後藤 正典
請願要旨	別紙のとおり
紹介議員	殿村 峰代 市野 幸男 西口 真理 松岡 恒雄 濱口 高志 海住 恒幸 中島 清晴 久松 倫生

重度障がい者自動車燃料費助成制度の、
対象障がい者の拡充を求める請願

提出 令和 5 年 6 月 7 日

松阪市議会議長 山本芳敬 様

殿村峰代
久松倫生
海住恒幸
西口真理

紹介議員

中島 清晴
市野 幸男
濱口 尚志
松岡 恒雄

提出者

松阪市平尾町 874-1
松阪市肢体不自由児者父母の会
会 長 八 田 久 子



松阪市 嬉野 中川町 503-161
松阪市肢体不自由児者父母の会嬉野支部長
嬉野肢体不自由児者と父母の会
会 長 後 藤 正 典



請願の主旨

松阪市の重度障がい者自動車燃料費助成制度の対象障がい者を、自動車を自らが運転する障がい者に限らず、家族が運転する18才以上の障がい者にも拡充して頂きますようお願い申し上げます。

請願の理由

松阪市の重度障がい者自動車燃料費助成制度は、次の目的・対象者となっております。

目的 社会参加の促進(重度障害者の外出支援)

対象者 次の全てに該当

- ①身体障害者手帳1級、療育手帳A1・A2、又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ②自動車(障がい者本人、配偶者又は生計を一にする扶養義務者が所有する車両のみ)を自らが運転される方(車検証にて確認)
- ③重度心身障がい者、又は障がい者福祉タクシー乗車券の交付を受けていない方

この対象障がい者について、「同じ障がい者間の格差への配慮」、及び「関連した松阪市、三重県の制度との整合性」の観点から、障がい者本人の運転に限らず家族が運転する障がい者も対象として頂きますようお願い申し上げます。

1. 同じ障がい者間の格差への配慮をお願い申し上げます。
 - (1) 対象となる障害者手帳を所持していますが、障がい者本人が運転する方のみ助成制度(上記②項)があり、本人が運転できず、家族が運転する場合には助成がありません。障がい者間の公正・平等への配慮として、家族が運転する方にも助成して頂きますよう、お願い申し上げます。
 - (2) 自動車燃料費助成の主旨は、「重度障がい者の外出支援による社会参加の促進」であり、自動車の運転につきましては本人運転、家族運転に関わらず、等しく社会参加の機会を与えるべく助成をして頂きますようお願い申し上げます。
2. 関連する、障がい者に対する下記松阪市福祉制度、及び三重県福祉制度との整合性を図って頂きますようお願い申し上げます。
 - (1) 松阪市 「軽自動車税減免制度」及び、「介護者運転自動車改造費等の助成制度」
 - ① 軽自動車税減免制度につきましては、三重県の制度に追随する形で、令和3年度から家族が運転する軽自動車税減免の要件の中に、「全ての社会参加活動」が拡充となり、要件撤廃ではないものの、使用目的の要件が無い障がい者本人が運転する自動車とほぼ同様の要件に改定され、おおむね整合性が図られました。
 - ② 自動車改造費等の助成制度につきましては、障がい者本人が運転する自動車の改造費のみを対象としていましたが、議会請願により平成21年度から介護者が運転する自動車も対象に改定され、整合性が図られました。
 - (2) 三重県 「自動車税減免制度」

令和2年度までは障がい者本人が運転する自動車は減免の使用目的の要件が無く、家族が運転する自動車につきましては使用目的の要件が厳密に課されていましたが、議会請願により、令和3年度から要件の中に「全ての社会参加活動」が拡充となり、要件撤廃ではないものの、障がい者本人が運転する自動車の場合とほぼ同様の要件に改定され、おおむね整合性が図られました。

以上の様な理由から、身体障害者手帳1級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている18才以上の障がい者に、自動車燃料費の助成を拡充して頂きますよう、よろしく願い申し上げます。